路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三　号　水俣市桜井町二丁目九〇番から同市桜井町二丁目一番まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十七日

○九州地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
唐津市厳木町厳木字下厳木七一四番三から同市厳木町厳木字下厳木七〇八番まで	後	八・二五～九・二八メートル	〇〇・一〇五キロメートル
	後	九・二八～一〇・七五メートル	〇〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
小城市牛津町勝字前満江一二五七番四から同市牛津町勝字前満江一二五二番二まで	前	二五・二一～五六・七一メートル	〇〇・〇一五キロメートル
	後	二五・二一～五七・五二メートル	〇〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十号
(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町一二三番一から同町野上一五九番一地先まで	一六・三九～一五六・四三メートル	五・六九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　登録番号　北海道開発局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人北海道建築指導センター
三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松崎　健児、吉井　亨、久家　慈、日比　学、池田　英彦、田中　愼一、水戸部　謙一、能登谷宏一、西代　明子、野々瀬雅昭、岸　義雄、松阪谷浩止、佐藤　俊明、佐藤　健一、坂見　光二、室崎　茂
変更後	松崎　健児、吉井　亨、久家　慈、日比　学、池田　英彦、田中　愼一、水戸部　謙一、能登谷宏一、西代　明子、野々瀬雅昭、岸　義雄、松阪谷浩止、佐藤　俊明、佐藤　健一、坂見　光二、室崎　茂、青山　琢也

(2)　変更年月日　平成二十六年三月一日

○沖縄総合事務局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年沖縄総合事務局告示第十五号那覇広域都市計画道路事業三・四・五十号仲井真・津嘉山線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第四十三号那覇広域都市計画道路事業三・五・十号識名真地線
三　事業施行期間　自平成十九年七月二十三日至平成三十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十四号那覇広域都市計画道路事業三・三・三号真地久茂地線
三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成三十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十四号の事業地のうち沖縄県那覇市樋川一丁目及び二丁目地内において事業地を変更する。